

業務改善助成金とは？



賃金アップ



設備投資



助成金が支給！

社内で一番低いお給料を底上げし、同時に会社の生産性を高める設備投資を行うと、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる事業所

- ① 中小企業・小規模事業者であること
- ② 事業場内最低賃金が令和8年度の地域別最低賃金未満であること
- ③ 申請の前後6ヶ月間に、解雇や賃下げがないこと

対象となる労働者

- ① 雇用保険の被保険者であること
- ② 雇い入れから6ヶ月以上経過していること
- ③ 賃金引上げの「人数」にカウントできる労働者
 - ・事業場内最低賃金の労働者
 - ・事業場内最低賃金の引き上げにより賃金額が追い抜かれる労働者

申請スケジュールと注意点

① 交付申請

賃金引き上げより
「前」に申請

② 賃金引き上げ

交付申請後～地域別
最低賃金発効日の前日
までに実施

③ 設備投資

労働局から「交付決定」
が届いてから購入・
支払いを実施



順番を間違える（先に賃金を上げる、先に設備を買う等）と助成金の対象外となってしまいます。